

厚生労働大臣が定める院内掲示事項

I 入院基本料について

当診療所は厚生労働大臣が定める基準による看護（入院基本料）を行っている保険医療機関です。入院基本料を算定している診療所においては、患者の負担による付添看護は認められておりません。

当診療所の病床数は13床です。

看護職員は7名以上勤務しており、2交代制で看護を行なっております。

II 入院時食事療養について

当診療所は、入院時食事療養（I）の基準に基づく食事の提供を行なっています。そのため管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しております。

III 医療業務について

当診療所では下記の届出を行なっております。

- | | | |
|-----------------------|--------|-------|
| ① 有床診療所入院基本料1 | （診入院） | 第606号 |
| ② 入院時食事療養（I） | （食） | 第789号 |
| ③ 運動器リハビリテーション料（I） | （運I） | 第300号 |
| ④ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ） | （脳Ⅲ） | 第56号 |
| ⑤ 外来・在宅ベースアップ評価料（I） | （外在ベI） | 第329号 |
| ⑥ 入院ベースアップ評価料60 | （入ベ60） | 第3号 |

IV 実費負担について

当診療所では以下の項目についてその使用量、日数に応じた実費の負担をお願いしております。

オムツ類	カバー型	275円	1枚当り
	パンツ型	275円	〃
	吸水パット	50円	
	尿取りパッド	75円	〃
	ロングパッド	118円	〃
	スーパーパッド	200円	〃
私物洗濯物	衣類・バスタオル・シーツ	110円	〃
	下着類・靴下・ハンカチ	55円	〃
	リネン・ベッドパッド・枕・布団	550円	〃

V 室料差額について

特別療養室 5,500円 1日当り

2025年3月1日現在
梅郷整形外科クリニック
院長 小野 正 人